

G 7・2030年「自然協約」（抜粋）

- A. 我々、G 7首脳は、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な使命にコミットする。（略）
- B. 本協約を通じ、我々は、特に昆明における第15回生物多様性条約締約国会議（COP 15）、グラスゴーにおける第26回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP 26）において、自然に関する野心的な成果を2021年に実現するために、世界的なコンセンサスを支持し、大胆な行動をとることにコミットする。（略）
- C. 世界的な、システム全体の変化が必要とされている。我々の世界は、ネット・ゼロを達成するのみならず、持続可能かつ包摂的な発展を促進することに焦点を当てつつ、人々と地球双方にとって利益となるようなネイチャーポジティブを達成しなければならない。（略）
- D. （略）我々は、全ての人々にとってうまく機能するような世界的なシステムの変化を促すため、共同のデザイン、意思決定及び履行に関して先住民及び地域社会の包摂を優先事項とし、貧困の中に生きる人々や、女性及び女児、障害を持つ人、若者といった、脆弱で周縁化されたグループの利益を認識しつつ、パートナー及びステークホルダーと協働して取り組むことにコミットする。
- E. 新型コロナウイルスが公衆衛生、経済、食料システム及び自然に及ぼす影響を考慮しつつ、我々は、生物多様性の損失への対処という使命が、本来的に、人間、野生生物、動物の健康を守り、将来のパンデミックを予防する使命と繋がっていることを認識する。したがって、我々はG 7ワン・ヘルス作業部会の活動を支持し、英国の議長の下で設立された新たな国際人獣共通感染症専門家コミュニティ（IZCE）に、自主的な形で参加する。我々はまた、新たに設立されたワン・ヘルス・ハイレベル専門家パネルを歓迎する。
- F. 次の10年間を通して、我々は、生物多様性の損失を止めて反転させるために、それが政府全体を基礎として動員し、（1）移行、（2）投資、（3）保全、そして（4）説明責任、の4つの主要な柱にまたがる行動をとる。

一つ目の柱／自然資源の持続可能かつ合法的な利用への移行を主導すること

（略）

（1A）持続可能なサプライチェーンを支持し、国内における明確な行動を示すこと等に

より、森林減少に対処すること。(略)

(1 B) COP 26の森林・農業・コモディティ貿易（FACT）対話に参加し支援すること。(略)

(1 C) いくつかの補助金が環境に対して有害な影響を持つこと、及び自然に悪影響があると分かっている政策を改革する必要性を認めること。(略)

(1 D) 環境に影響を及ぼす犯罪に対抗するため、国内及び国外における我々の努力を強化すること。(略)

(1 E) ごみ、持続可能でない漁業慣行等の人間の活動が海洋環境に与える悪影響に対処すること。我々は、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を基礎として、陸地及び海洋全ての発生源からのプラスチックによる海洋汚染の深刻化に対処するための行動を加速化する。その行動には、第5回国連環境総会（UNEA-5）を含む国連環境総会を通じて、既存の枠組みの強化及び海洋プラスチックごみに対処するためのあり得べき新たな世界的な協定又はその他の枠組みを含めた選択肢について取り組むことを含む。(略)

#### 二つ目の柱／自然に投資し、ネイチャーポジティブな経済を促進すること

(略)

(2 A) 財務省及び関係する省庁に対し、経済や財政の計画及び意思決定において自然について説明責任を果たす方法を特定するために、共に取り組むことを指示すること。(略)

(2 B) 次の5年間を通して、全ての資金源から自然のための資金を増加させることに集中的に取り組むこと。(略)

(2 C) 我々の国際開発援助が自然に害を及ぼさないこと、また、人々、気候及び自然に対して全体的に良い結果をもたらすことを確保するために取り組むこと。

(2 D) 全ての国際開発金融機関（MDBs）、国際金融機関及び開発金融機関（DFIs）に対し、彼らの分析、政策対話及び活動において、自然に関するを取り入れることを奨励すること。(略)

(2 E) 金融界、産業界及びビジネス界のリーダーと共に取り組むこと。(略) 我々は、自

然関連財務情報開示タスクフォースの設立及びその提言に期待する。

三つ目の柱／野心的な世界目標等を通じたものを含め、自然を保護、保全、回復させること

(略)

(3 A) この10年間に必要とされる、保全と回復の努力のための重要な基礎として、  
2030年までに世界の陸地の少なくとも30%及び世界の海洋の少なくとも30%を保  
全又は保護するための新たな世界目標を支持すること。(略)

(3 B) 生態系の損失、分断及び劣化を予防するために、また、劣化又は改変された生態系  
を持つ重要地域を回復させるため、合意及び目標の履行を支持すること。(略)

(3 C) 世界的に多様な種の個体群を増大させ、全体的な種の絶滅リスクを大幅に減らし、  
結果的に人為的な絶滅を止めるという目標に合意し、それを達成するために協働すること。

(3 D) 海洋の3分の2が国家管轄権外にあることを認識し、海洋に関する世界的な協力  
の増加を促進させること。(略)

(3 E) 持続可能な開発のための国連海洋科学の10年を支持すること。(略)

四つ目の柱／自然に対する説明責任及びコミットメントの実施を優先すること。

(略)

(4 A) 本協約を実施すること。(略)

(4 B) 定期的に本協約の進捗状況をレビューすること。(略)

(4 C) 我々が締約国であるあらゆる多国間環境協定のメカニズムの履行及び強化された  
責任を促すこと。(略)

(略)

